

津市地域振興施設の利用に関する事務取扱要綱

平成 27 年 3 月 30 日訓第 13 号

改正 平成 29 年 3 月 10 日訓第 8 号

令和 4 年 3 月 8 日訓第 9 号

令和 7 年 3 月 18 日訓第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産としてその用途を別の用途に変更した施設を本市の地域振興の用に供する施設（以下「地域振興施設」という。）として利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第 2 条 地域振興施設の名称等は、別表第 1 のとおりとする。

(利用者の範囲及び利用の手続)

第 3 条 地域振興施設を利用することができるものは、あらかじめ登録された団体（登録申請の時点で 18 歳以上の代表者を有するものに限る。以下「登録団体」という。）とする。

2 前項の規定により登録を受けようとする団体は、地域振興施設利用団体登録申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

3 登録団体は、地域振興施設を利用しようとする場合は、利用しようとする日の属する年度の前年度の初日から利用しようとする日までの間に、地域振興施設利用許可申請書（第 2 号様式）を市長に提出し、その許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。

4 利用しようとする日の属する年度の前年度の初日から同年度の 2 月末日までの間に提出された地域振興施設利用許可申請書は、全て当該期間の満了と同時に提出されたものとみなし、当該期間の満了後直ちに抽選を行うものとする。

5 市長は、利用許可を行ったときは、地域振興施設利用許可書（第 3 号様式）を当該登録団体に交付するものとする。

6 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、利用許可に際し、条件を付することができる。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 営利を図る目的で利用するおそれのあるとき。
- (3) 政治活動又は宗教的活動のために利用するおそれのあるとき。
- (4) 施設、設備器具等を汚損し、又は損傷するおそれのあるとき。
- (5) 地域振興施設の利用が法令上不適當と認められるとき。
- (6) その他地域振興施設の管理運営上支障を来すおそれのあるとき。

(利用許可の取消し等)

第5条 市長は、利用許可を受けた登録団体（以下「利用団体」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、利用許可を受けたとき。
- (2) 利用許可を受けた目的に反して、地域振興施設を利用したとき。
- (3) 登録団体としての条件を欠いたとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (6) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第6条 利用団体は、地域振興施設の利用を終えたとき、又は前条の規定により利用許可を取り消され、若しくは変更され、若しくはその利用を停止されたときは、直ちに利用した施設、設備器具等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 利用団体又は入場者は、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(経費の負担)

第8条 利用団体は、地域振興施設の利用に伴い必要となる電気料金、ガス料金、水道料金、下水道使用料等に相当する料金について、別表第2に定める額を負担しなければならない。

(施設所管課の業務)

第9条 地域振興施設を所管する課等（以下「施設所管課」という。）は、次

に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域振興施設の利用に係る団体の登録に関すること。
- (2) 地域振興施設の利用許可に関すること。
- (3) 地域振興施設の利用日時の調整に関すること。
- (4) 地域振興施設の維持管理に関すること。
- (5) その他地域振興施設の利用に関すること。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日訓第8号）

- 1 この訓は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この訓の施行の日以後の利用に係る旧長野小学校、旧高宮小学校及び旧辰水小学校の利用許可手続については、同日前においても行うことができる。

附 則（令和4年3月8日訓第9号）

- 1 この訓は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市地域振興施設の利用に関する事務取扱要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る利用について適用し、同日前の申請に係る利用については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月18日訓第9号）

- 1 この訓は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この訓の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

名 称	施 設 所管課	利用できる施設 又は設備器具	利用できる日	利 用 時 間
旧 雲 林 院 小 学 校	芸濃総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後5時まで
旧 安 西 小 学 校	芸濃総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後5時まで
旧 長 野 小 学 校	美里総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後5時まで
旧 高 宮 小 学 校	美里総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後5時まで
旧 辰 水 小 学 校	美里総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後5時まで
旧 大 井 小 学 校	一志総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後10時まで
		屋外照明		午後5時から 午後10時まで
旧 波 瀬 小 学 校	一志総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後10時まで

		屋外照明		午後５時から 午後１０時まで
旧竹原 小学校	美杉総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	１月４日から １２月２８日まで	午前９時から 午後１０時まで
		屋外運動場		午前９時から 午後１０時まで
		屋外照明		午後５時から 午後１０時まで
旧太郎 生小学 校	美杉総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	１月４日から １２月２８日まで	午前９時から 午後１０時まで
		屋外運動場		午前９時から 午後１０時まで
		屋外照明		午後５時から 午後１０時まで
旧伊勢 地小学 校	美杉総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	１月４日から １２月２８日まで	午前９時から 午後１０時まで
		屋外運動場		午前９時から 午後１０時まで
		屋外照明		午後５時から 午後１０時まで
旧多気 小学校	美杉総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	１月４日から １２月２８日まで	午前９時から 午後１０時まで
		屋外運動場		午前９時から 午後１０時まで
		屋外照明		午後５時から 午後１０時まで
旧下之 川小学 校	美杉総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	１月４日から １２月２８日まで	午前９時から 午後１０時まで
		屋外運動場		午前９時から 午後１０時まで
		屋外照明		午後５時から 午後１０時まで

別表第2（第8条関係）

屋 内 運 動 場	1 時間当たり	2 0 0 円
屋外照明	1 時間当たり	5 0 0 円
〔備 考〕 利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間未満であるときは、これらを1時間とする。		

地域振興施設利用団体登録申請書

(宛先) 津市長

電話

設立年月日	年 月 日
設立目的	
主な活動内容	
団体の種類	☐ 自治会 ☐ PTA ☐ 子ども会 ☐ スポーツ少年団 ☐ 総合型地域文化・スポーツクラブ ☐ その他（ ）

(2) 会則等団体としての活動の内容が分かるもの

※ 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 2 号様式（第 3 条関係）

（表）

地域振興施設利用許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

団体名

（〒 ）

住 所

代表者 氏 名



電 話

次のとおり地域振興施設を利用したいので申請します。

利用年月日	年 月 日
利用時間	午後 時 分から 午後 時 分まで
利用施設 又は 設備器具	
利用人数	人
利用目的	
備 考	地域振興施設の利用については、裏面の注意事項を遵守します。

※ 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

(裏)

注意事項

- 1 地域振興施設を利用するときは、利用許可書を必ず携帯してください。提示していただくことがあります。
- 2 登録団体以外の利用は、できません。
- 3 利用者が津市地域振興施設の利用に関する事務取扱要綱等に違反したときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用の停止を命ずることがあります。
- 4 施設、設備器具等は、汚さないでください。また、利用後は代表者が責任を持って清掃を行い、ゴミは持ち帰ってください。
- 5 代表者は、部外者が出入りしないよう注意してください。
- 6 利用団体の責めにより施設、設備器具等が損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償していただく場合があります。
- 7 地域振興施設内での飲食、飲酒、喫煙及び危険行為は、禁止します。
- 8 火気の使用は、禁止します。
- 9 備付けの茶器等を利用したときは、その都度洗い、所定の場所へ片付けてください。
- 10 未成年者等の利用に当たっては、代表者が責任を持って事故等のないように努めてください。
- 11 けがや事故、盗難等については、責任を負いません。
- 12 利用許可を受けた目的以外に利用しないでください。

第 3 号様式（第 3 条関係）

（表）

登録番号	（記号番号）
------	--------

地域振興施設利用許可書

年 月 日

（登録団体の名称）

（代表者の氏名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました地域振興施設の利用については、次のとおり許可します。

利用年月日	年 月 日
利用時間	午前 時 分から 午後 時 分まで
利用施設 又は 設備器具	
利用人数	人
利用目的	
条件	
備考	

(裏)

注意事項

- 1 地域振興施設を利用するときは、この利用許可書を必ず携帯してください。
提示していただくことがあります。
- 2 登録団体以外の利用は、できません。
- 3 利用者が津市地域振興施設の利用に関する事務取扱要綱等に違反したときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用の停止を命ずることがあります。
- 4 施設、設備器具等は、汚さないでください。また、利用後は代表者が責任を持って清掃を行い、ゴミは持ち帰ってください。
- 5 代表者は、部外者が出入りしないよう注意してください。
- 6 利用団体の責めにより施設、設備器具等が損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償していただく場合があります。
- 7 地域振興施設内での飲食、飲酒、喫煙及び危険行為は、禁止します。
- 8 火気の使用は、禁止します。
- 9 備付けの茶器等を利用したときは、その都度洗い、所定の場所へ片付けてください。
- 10 未成年者等の利用に当たっては、代表者が責任を持って事故等のないように努めてください。
- 11 けがや事故、盗難等については、責任を負いません。
- 12 利用許可を受けた目的以外に利用しないでください。